

(10) 各国産業財産権法概要一覧表

特許制度

州名	国コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 質	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		権利付与前 異議申立	
										起 算 日	期 間			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間
	AE	アラブ首長国連邦						-			-			出	20	公	60日
	AF	アフガニスタン	x	x	x	調査時点において特許法は未制定であるが、模倣に対してはCommon Lawにより裁判所へ訴えることができる。											
	BD	バングラデシュ					要	-		-		その他		出	16延5	公	4月
	BT	ブータン		x	(備1)		要	-	x	-		その他(備2)		出	20	-	
	CN	中国					要 (備1)	(18月)		出	3年	(備2)		出	20	-	
	HK	香港()			(備1)		要	(18月)	x	公	6月	その他(備2)		出	20	-	
	ID	インドネシア					要	(18月)		出	36月	その他		出	20	公	6月
	IL	イスラエル					要	なし		-		(備1)		出	20延5 (備2)	公	3月
	IN	インド					要	(18月)		出	48月	その他		出	20	公	(備1)
ア	IQ	イラク		x			要	-	x	-		その他(備1)		出	20	-	
	IR	イラン		x			-	-	x	-		医薬、会計 のための表		出	(備)	-	
ジ	JO	ヨルダン					-	なし		なし		その他		出	20	公	3月
	JP	日本					要	(18月)		出	3年	(備2)		出	20 (備1)	なし	
ア	KH	カンボジア			(備1)		要	-		なし		その他		出	20	-	
	KR	韓国					要	(18月)		出	5年	(備1)		出	20延5 (備2)	-	
	KW	クウェート	x				要	-	x	-		その他 (備1)		出	15延5	-	
	LA	ラオス		x				(18月)	x	なし		その他		出	20	-	
	LB	レバノン		x			要	-		-		その他 (備)		出	20	-	
	LK	スリランカ					-	-		なし				出	20	-	
	MM	ミャンマー	x		x	調査時点において特許法は未制定											
	MN	モンゴル					要	-		-		その他		出	20	(備)	3月
	MO	マカオ()					要	(18月)		出	7年	その他		出	20	- (備)	
	MY	マレーシア					要	(18月)		出	(備1)	その他		出	20	-	

権利付与後 異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	P C T	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	② ア ン デ ス 条 約	備考
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
-	-	-	-	3		-	-	-	-	-	湾岸協力会議統一法
左記参照					x	-	-	-	-	-	
-		-		-	x	-	-	-	-	-	
-		-		-	x	-	-	-	-	-	(備1)ただし調査時点において、特許法は未施行。 (備2)人・動物の治療方法等
-		-		3		-	-	-	-	-	(備1)特許代理機構に委任する。 (備2)原子核変換、その他
-		-		なし	()	-	-	-	-	-	(備1)英国特許 (EP経由を含む) 又は中国特許出願を基礎に登録 請求する制度。なお、香港に直接出願する短期特許 (出願日か ら8年) の制度もあり。 (備2)人・動物の治療方法等
-		-		36月		-	-	-	-	-	
-		-		(備3)		-	-	-	-	-	(備1) 治療処置方法 植物又は動物の新種、 (備2)医薬品、農薬(最長5年) (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れが遅い方
(備2)	1年	-		3		-	-	-	-	-	(備1)権利付与前：公開から特許付与までの間。 (備2)特許付与の公告日。
-		-		(備2)	x	-	-	-	-	-	連合暫定施政当局(CPA)指令第81号 (備1)公序利用族に反する発明、建設物の設計等 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		-		5	x	-	-	-	-	-	輸入特許 (備) 10、15又は20 (出願人が選択する)
-		-		(備)	x	-	-	-	-	-	(備)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
なし		-		なし		-	-	-	-	-	(備1)医薬、農薬の特許は最高5年間延長可能 (備2)公序良俗に反するもの
特	3月	-		(備2)	x	-	-	-	-	-	(備1)ただし、調査時点において、特許法は未施行。 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		登	3月 (備3)	3		-	-	-	-	-	(備1)公序良俗に反するもの (備2)医薬品、農薬(最長5年) (備3)何人も請求できる期間あり、その後は利害関係人又は審 査官のみが請求できる。
公 (備2)	2	-		3	x	-	-	-	-	-	湾岸協力会議統一法 (備1)食品、医薬品、調合薬等 (備2)特許付与の公告日
-		-		3		-	-	-	-	-	
-		-		3	x	-	-	-	-	-	(備)発見、科学的理論及び数学的方法、事業活動又はゲーム 方法、人・動物の治療方法等
-		-		なし		-	-	-	-	-	
調査時点において特許法は未制定					x	-	-	-	-	-	
-		-		3		-	-	-	-	-	(備)クレームが公報に掲載された日から3ヶ月以内
-		-		3	()	-	-	-	-	-	(備)情報提供制度(公告日から登録までの間)あり
-		-		(備2)		-	-	-	-	-	(備1)出願日から2年。通常審査の請求は1年、修正実体審査の 請求は2年延長可 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方

州名	国コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 質	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		権利付与前 異議申立	
										起 算 日	期 間			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間
アジア	NP	ネパール					要	-		-		その他(備)		特	7延7 ずつ2回	公	35日
	PH	フィリピン					要	(18月)		公	6月	その他		出	20	-	-
	PK	パキスタン					要	-		-		その他		出	20	公	4月
	SA	サウジアラビア					要	(18月)			なし			出	20	-	-
	SG	シンガポール					要	(18月)		出	(備1)	(備2)		出	20 (備3)	-	-
	SY	シリア		x			要	なし	x	なし		医薬(備)		出	15	-	-
	TH	タイ					要			公	5年	その他		出	20	公	90日
	TR	トルコ					要	(18月)		出	15月			出	20	(備)	6月
	TW	台湾	x				要	(18月)		出	3年	その他		出	20	-	-
	VN	ベトナム					要	(19月)		出	42月	その他(備1)		出	20	公	(備2)
YE	イエメン		x			要	なし		なし		その他(備)		出	15	公	6月	
アメリカ	AR	アルゼンチン					要	(18月)		出	3年	その他(備1)		出	20	-	(備2)
	BB	バルバドス					要	-		-		その他(備1)		出	15延5	-	-
	BO	ボリビア					要	(18月)		公	6月	その他(備1)		出	20	公	60日
	BR	ブラジル					要	(18月)		出	3年	その他		出	20	-	(備)
	BS	バハマ		x			-			なし		(備)		出	16	-	-
	CA	カナダ					要	(18月)		出	5年	科学的原理、 抽象的理論、 治療方法等		出	20	-	-
	CL	チリ					要	なし		-		その他		出	20	公	45日
	CO	コロンビア					要	(18月)		公	6月	その他		出	20	公	60日
	CR	コスタリカ					要	なし		なし		その他(備1)		登	12 (備2)	公 (備3)	30日
	CU	キューバ					要	なし		-		(備1)		出	10延5	-	-
DO	ドミニカ共和国					要	-		-		(備1)		出	20	-	-	
EC	エクアドル					要	(18月)		公	6月	その他		出	20	公	60日	
GT	グアテマラ					要	(18月)		なし		その他(備1)		出	20	-	(備2)	

権利付与後 異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	P C T	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	② ア ン デ ス 条 約	備考
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
-		-		-	x	-	-	-	-	-	(備)公序良俗に反するもの
-		(備)				-	-	-	-	-	(備)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		4		x		-	-	-	-	-	
(備1)	90日	(備2)		x		-	-	-	-	-	湾岸協力会議統一法 (備1)登録公告日から90日以内 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		(備4)				-	-	-	-	-	(備1)ファーストラックの場合は21月、スロートラックの場合は39月(何れも出願日又は優先日から)。 (備2)治療方法、診断方法等。 (備3)IPOSにおける手続の遅延による特許期間延長制度有。 (備4)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		2				-	-	-	-	-	(備)財務上の計画及び組合せ、医薬の処方及び混合
-		2		x		-	-	-	-	-	
-		3				-	-	-	-	-	(備)サーチレポートの公開日
-		なし		x		-	-	-	-	-	
-		(備3)				-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)公開日以降審査段階にある間 (備3)期間の定めなし。
-		3		x		-	-	-	-	-	(備)食品、薬品、治療用医薬品関連の非化学的発明等
-		(備3)		x		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)公開後60日、情報提供可 (備3)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		(備2)				-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		(備2)		x		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		3				-	-	-	-	-	(備)特許付与に対して情報提供が行なえる。
-		なし		x		-	-	-	-	-	(備)動植物の品種等
- (備)		3				-	-	-	-	-	(備)特許付与に対して情報提供が行なえる。
-		-		x		-	-	-	-	-	
-		(備)				-	-	-	-	-	(備)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		1				-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法 (備2)医療、農薬、食品等については1年 (備3)最初の公告
-		(備2)				-	-	-	-	-	発明者証 (備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能。 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		(備2)				-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		(備)				-	-	-	-	-	(備)出願日から4年、又は登録日から3年の何れが遅い方
-		なし				-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)情報提供制度(公告から3月間)あり。

州名	国コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 要	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		権利付与前 異議申立	
										起 算 日	期 間			起 算 日	期 間 年 間	起 算 日	期 間
ア メ リ カ	HN	ホンジュラス					要			なし				出	20	公	90日
	HT	ハイチ					-	-	×	なし		その他(備)		登	5延5 づつ2回	-	-
	JM	ジャマイカ					要	なし		-		-		登	14延7	-	-
	MX	メキシコ					要	(18月)		なし		その他(備)		出	20	-	-
	PA	パナマ					要	(18月)	×	-		その他(備2)		出	20	-	-
	PE	ペルー					要	(18月)		公	6月	その他		出	20	公	30日
	PY	パラグアイ					要	(18月)		なし		医薬(備1)		出	20	-	-
	SR	スリナム					要	-		-		その他(備1)		出	20	-	-
	SV	エルサルバドル					-	-		公	6月	その他(備)		出	20	-	-
	TT	トリニダード・トバゴ					要	なし		なし		(備1)		出	20	-	-
	US	米 国					-	(18月) (備1)		なし		原子兵器にお ける特殊な核 物質		出	20 (備2)	-	-
	UY	ウルグアイ					要	(18月)		出	120日	その他(備1)		出	20	-	(備2)
	VE	ベネズエラ					要	(18月)		公	6月	その他(備1)		出	20	公	60日
ヨ ー ロ ッ パ	AL	アルバニア					要	(18月)	×	-		その他(備1)		出	20	-	-
	AM	アルメニア					要	なし	×	出	7年	その他		出	20延5 (備1)	公	4月
	AT	オーストリア					要	(18月)		なし				出	20	公	4月
	AZ	アゼルバイジャン		×			要	(12月)		なし		その他(備)		出	20	公	6期
	BE	ベルギー					要	(18月)		なし		(備1)		出	20 (備2)	-	-
	BG	ブルガリア					要	(18月)		出	13月	その他(備1)		出	20	公	3月
	BY	ベラルーシ		×	(備1)		要	(18月)		出	3年	その他(備1)		出	20延5	-	-
	CH	スイス					要	なし	×	なし		その他(備1)		出	20	公 (備2)	3月
	CY	キプロス					要	(18月)	×	-				出	20	公	(備)
	CZ	チェコ					要	(18月)		出	3年	その他(備1)		出	20	-	(備2)
	DE	ドイツ					要	(18月)		出	7年	その他	出願日 の翌日	20	-	-	-
DK	デンマーク					要	(18月)		なし		(備1)		出	20	-	-	

権利付与後 異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	P C T	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	② ア ン デ ス 条 約	備考
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
-				(備)		-	-	-	-	-	(備)出願日から4年、又は登録日から3年の何れか遅い方
-				なし	x	-	-	-	-	-	(備)公序良俗に反するもの
-				なし	x	-	-	-	-	-	
-				3		-	-	-	-	-	(備) 動植物の品種 遺伝子物質 治療方法等
-				なし	x	-	-	-	-	-	(備1)明らかに新規性を欠く場合には拒絶される。 (備2)人・動物の治療方法等。
-				(備)	x	-	-	-	-	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-		登	5	(備2)	x	-	-	-	-	-	(備1)2005.1.1から特許対象。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-				(備2)	x	-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-				-		-	-	-	-	-	(備)人・動物の治療方法等。
-				(備2)		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等、数学的方法、その他 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-				なし		-	-	-	-	-	(備1)出願人が出願時に、出願公開が義務付けられている国に出願する意図がなく、またその後もその意図がないことを宣言したときには出願公開は行なわれない。 (備2) 医薬品等の特許は最長5年間延長可能。ただし延長期間は認可から14年を限度とする。
-				(備3)	x	-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から60日以内に意見書を提出できる (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-				(備2)	x	-	-	-	-	-	2006.4.22にアンデス条約の廃棄通告 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
(備2)	9月			-		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与公告日から9ヶ月以内
-				(備2)		-	-	-	-	-	(備1)医薬・農薬の特許は最長5年延長可能。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-				(備)		-	-	-	-	-	(備)特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方
登	6月			3		-	-	-	-	-	(備)人・動物の治療方法等
-				3		-	-	-	-	-	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護 (備2)サーチレポートの請求をしない場合6年
-				(備2)		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方
-				(備2)	4	-	-	-	-	-	(備1)回路配置 (備2)特許権の有効期間中
-				(備3)		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)1995年10月1日以前で完全審査対象の出願のみ (備3)特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方
-				4		-	-	-	-	-	(備)期間の定めなし
-				(備3)		-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)意見書を提出できる (備3)特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方
(備)	3月			なし		-	-	-	-	-	(備)特許付与公告日
(備2)	9月			(備3)		-	-	-	-	-	(備1)植物新品種は植物品種法により保護 (備2)特許付与公告日 (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の期間経過したとき

州名	国コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 質	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		権利付与前 異議申立		
										起 算 日	期 間			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
ヨ ロ パ	EE	エストニア					要	(18月)	-	-		その他(備1)		出	20	-	(備2)	
	ES	スペイン					要	(18月)		(備1)	6月			出	20	公	2月	
	FI	フィンランド					要	(18月)			なし			出	20	-		
	FR	フランス					要	(18月)			なし	(備1)		出	20	-		
	GB	英国					要	(18月)		公開	6月	その他(備1)		出	20	-	(備2)	
	GE	グルジア					要	なし			なし	その他		出	20	公	3月	
	GR	ギリシャ					要	(18月)			-		(備1)	20	-			
	HR	クロアチア					要	(18月)	(備1)	公	6月	その他(備2)		出	20	-		
	HU	ハンガリー					要	(18月)		(備1)	6月			出	20	-		
	IE	アイルランド					要	(18月)			なし			出	20	-		
	IS	アイスランド					要	(18)			なし	その他(備1)		出	20	-		
	IT	イタリア					要	(18月)	×		なし	その他(備1)		出	20	公	3月	
	KG	キルギス					要	(18月)		出	30月	その他		出	20	-		
	KZ	カザフスタン		×			要	(18月)		出	3年	その他		出	20 (備1)	-		
	LI	リヒテンシュタイン			×	スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ												
	LT	リトアニア					要	(18月)	×		-		その他		出	20	-	
	LU	ルクセンブルグ					要	(18月)	×	出	7年	その他(備1)		出	20	-		
	LV	ラトビア					要	(18月)	×		-	その他		出	20	-		
	MC	モナコ		×			要	-	×		-	(備)		出	20	-		
	MD	モルドバ					要	(18月)		出	30月	その他		出	20 (備)	公	6月	
MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア 共和国					要	-			-	その他		出	20	-			
MT	マルタ					要	(18月)	×		なし	その他(備1)		出	20	-			
NL	オランダ					要	(18月)	×	出	13月			出	20	-			

権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)	P	E	E	A	O	②	備考
起算日	期	起算日	期	施年義務	C	P	A	R	A	アンデス条約	
-		(備3)	9月	(備4)			-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法、遺伝子配列、集積回路配置 (備2)情報提供が行なえる (備3)特許公報の発行日 (備4)特許出願から4年、又は特許公報発行から3年の何れか遅い方
-		(備2)		(備3)			-	-	-	-	(備1)サーチレポートの公開から6月以内 (備2)無効審判は法定期間中及びその消滅後5年以内に提起する。 (備3)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
(備1)	9月			(備2)			-	-	-	-	(備1)特許付与公告日 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
-				(備2)			-	-	-	-	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の期間経過したとき
-				3			-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後情報提供制度あり。
-				3			-	-	-	-	
-				(備2)			-	-	-	-	(備1)出願日の翌日から起算する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
(備3)	6月			3			-	-	-	-	(備1)実体審査不請求の途(この場合は、権利期間は出願日から10年)もある。 (備2)人・動物の治療方法等 (備3)「実体審査不請求」のものについてのみあり、特許付与請求公告日から6月。
-				(備2)			-	-	-	-	(備1)出願と同時に新規性調査の公式の通知の日 (備2)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
-				-			-	-	-	-	
公(備2)	9月			(備3)			-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)権利付与の公告日 (備3)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
-				(備2)			-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
(備)				3			-	-	-	-	(備)権利有効期間中
(備2)				4			-	-	-	-	(備1)医薬は最高5年延長可能 (備2)権利有効期間中
左記参照							-	-	-	-	
-				なし			-	-	-	-	
-				(備2)	(備3)		-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等情報提供制度(公開から特許付与までの間) (備2)無効審判は最高裁判所に提訴する (備3)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
(備)	9月			4			-	-	-	-	(備)特許付与公告日
-				3			-	-	-	-	(備)薬学上の合成物、薬剤
-				-			-	-	-	-	(備)医薬は最高5年延長可能
-				3			-	-	-	-	
-				(備2)			-	-	-	-	仮明細書制度あり。 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
-				(備)	3		-	-	-	-	(備)無効審判請求時には裁判所に無効事由の適用に関する動告書を提出する。

州名	国コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 質	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		権利付与前 異議申立		
										起 算 日	期 間			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
																		年
ヨ ー ロ ッ パ	NO	ノルウェー					要	(18月)			-			出	20	-		
	PL	ポーランド					要	(18月)			なし	その他		出	20	-		
	PT	ポルトガル					要	(18月)			なし	その他(備1)		出	20	公	3月	
	RO	ルーマニア					要	(18月)		出	30月	その他(備1)		出	20	-		
	RU	ロシア		x			要	(18月)		出	3年	その他		出	20	-		
	SE	スウェーデン					要	(18月)			なし			出	20	-		
	SI	スロベニア					要	(18月)			なし	その他		出	20	-		
	SK	スロバキア					要	(18月)		出	36月	その他		出	20	-	(備1)	
	SM	サンマリノ		x	x													サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した特許権が効力を有する
	TJ	タジキスタン		x			要	(18月)		出	3年	その他		出	20	-		
	TM	トルクメニスタン		x			-	-		出	5年	その他(備)		出	20	-		
	UA	ウクライナ		x			要	(18月)		出	3年	その他(備1)		出	20	-		
	UZ	ウズベキスタン		x	暫		要	-			-	その他(備)		出	20	-		
VA	バチカン		x		x												イタリア特許法を適用・イタリアで取得した特許権が効力を有する	
ア フ リ カ	BF	ブルキナファソ					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
	BI	ブルンジ					-	-	x		なし	その他(備)		出	20	-		
	BJ	ベナン					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
	CD	コンゴ民主共和国					要	なし			なし	その他(備1)		出	20(備2)	-		
	CF	中央アフリカ					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
	CG	コンゴ共和国					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
	CI	コートジボアール					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
	CM	カメルーン					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
	DJ	ジブチ			x													調査時点において特許法は未制定
	EG	エジプト					-	-			なし	その他(備1)		出	20	公	60日	
ET	エチオピア	x	x	x													調査時点において特許法は未制定	

権利付与後 異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	P C T	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	② ア ン デ ス 条 約	備考
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
(備1)	9月	(備2)	(備3)				-	-	-	-	(備1)登録公告から9月以内 (備2)裁判所に提訴する。また、特許が正当な権利者以外の者に付与されたことを理由とする訴訟は、事実を正当な権利者が知った日から1年以内提訴しなければならない。 (備3)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方。
(備)	6月		3				-	-	-	-	(備)権利付与の公告日
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
(備2)	6		(備3)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与の公告日 (備3)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
			4				-	-	-	-	
(備1)	9月		(備2)				-	-	-	-	(備1)特許付与の公告から9月以内 (備2)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
-			3				-	-	-	-	
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)何人も「意見書」を提出できる。 (備2)特許出願の日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方
左記参照							-	-	-	-	
-			5				-	-	-	-	
有効期間中		-	5				-	-	-	-	(備)回路配置
(備2)	6月		3				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与の公告日から6ヶ月以内
-			3				-	-	-	-	(備)半導体回路配置等
イタリア特許法を適用・イタリアで取得した特許権が効力を有する											
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-			2	x			-	-	-	-	輸入特許 (備)産業又は取引の上で使用不可能な発明
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-			(備3)	x			-	-	-	-	輸入特許 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)医療に関する特許は出願日より15年 (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
調査時点において特許法は未制定				x			-	-	-	-	
-			(備2)				-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方
調査時点において特許法は未制定				x			-	-	-	-	

州名	国コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 質	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		権利付与前 異議申立	
										起 算 日	期 間			起 算 日	期 間 年 間	起 算 日	期 間
ア フ リ カ	GA	ガボーン					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-	
	GH	ガーナ					要	-			-	その他(備1)		出	10延5 づつ2回	-	
	GM	ガンビア				(備1)	-	なし			-	その他(備2)	-		英国特許権 の残存期間	-	
	GN	ギニア					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-	
	KE	ケニア					要	(18月)			-			出	20	-	
	LR	リベリア		x			要	-	x		-	-		特	20	-	
	LS	レソト					要	-			-	その他(備1)		出	15延5	-	
	LY	リビア		x			要	-	x		-	医薬、食物		出	15延5	公	2月
	MA	モロッコ					要	-	x		-			出	20	-	
	MG	マダガスカル					要	-			-	医薬、食物		出	15延5	-	
	ML	マリ					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-	
	MR	モーリタニア					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-	
	MU	モーリシャス					要	-	x		-	その他(備1)		出	20	-	
	MW	マラウイ					要	-	x		-	(備1)		完	16	-	
	NE	ニジェール					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-	
	NG	ナイジェリア					要	-	x		-	(備1)		出	20	-	
	RW	ルワンダ					-	-	x		なし	(備)		出	20	-	
	SC	セーシェル		x			要	-	x		-	-		出	14延7	公	2月
	SD	スーダン		x			要	-	x		-	(備1)		出	20	-	
	SL	シエラレオネ				(備1)	-	-			-	-	-		英国特許権 の残存期間	-	
SN	セネガル					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
SO	ソマリア	x	x			-	-	x		-	(備)		出	15	-		
TD	チャド					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
TG	トゴ					要	なし			なし	その他(備1)		出	20	-		
TN	チュニジア					要	-	x		-	その他(備1)		出	20	公	2月	

権利付与後 異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	P C T	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	② ア ン デ ス 条 約	備考
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
-				(備2)		-	-	-		-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備3)		-	-			-	(備1)出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 (備2)人・動物の治療方法等 (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備)		-	-			-	(備)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				3		-	-			-	
-		(備2)		(備3)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)裁判所に提訴する (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-		(備)		3		-	-			-	(備)無効審判は連邦上級裁判所に提訴する
-		(備1)		(備2)		-	-			-	(備1)裁判所に提訴する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-		(備1)		(備2)		-	-			-	(備1)裁判所に提訴する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)	x	-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完	3月			(備2)		-	-			-	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品 (備2)特許付与から3年又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)植物、動物の新種 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				2	x	-	-			-	輸入特許 (備)産業または商業に使用できない発明
-				-		-	-			-	
-				(備2)		-	-			-	(備1)科学的原理及び発見 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-		(備2)		なし		-	-			-	(備1)出願は英国の特許権者のみ可能。英国特許の日から3年以内に出願。 (備2)無効審判は高等裁判所に提訴する。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				3	x	-	-			-	(備)公序良俗に反するもの、人・動物の治療方法等。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-			-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	現必地代理人の性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性判断	存続期間		権利付与前異議申立	
										起算日	期間			起算日	期～年	起算日	期間
アフリカ	TZ	タンザニア (タンガニーカ)					要	-		-	その他(備1)		出	10延5 ずつ2回	-		
	ZA	南アフリカ					要	(18月)	x	なし	その他(備1)		出	20	-		
	ZM	ザンビア					要	-	x	-	(備1)		完	16延5	-		
	ZW	ジンバブエ					-	なし		-	その他(備1)		出	20	公	3月	
オセアニア	AU	オーストラリア						(18月)		完	5年	(備1)		完	20	公	3月
	FJ	フィジー	x				-	-		-	その他(備1)		登	14 (備2)	公	3月	
	NZ	ニュージーランド					要			なし	その他		完	20	公	3月	
	WS	サモア	x	x			-	なし	x	-	その他(備)		登	16	公	3月	

(備考) 特許庁「平成19年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

注:

- (1) パリ条約の項中、「」は「加盟国」を、「x」は「未加盟国」を示す。
- (2) WTO協定の項中、「」は「加盟国」、「x」は「未加盟国」を示す。
- (3) 特許法の項中、「」は特許法が「有る」ことを、「x」は「無い」ことを、また「」は「他の国の特許法を適用している」ことを示す。
- (4) 出願人の資格の項中、「」は「発明者及び承継人」が出願できることを、「」は「発明者のみ」が出願できることを示す。ここで「発明者のみ」とは発明者(又はその相続人)の他は特許出願をなさないものをいう。
- (5) 公開制度の項中、月数の表示は、出願日又は優先権主張日から公開されるまでの月数を示す。「なし」は当該制度がないことを示す。
- (6) 審査制度の項中、「」は「審査主義」を、「x」は「無審査主義」をとっていることを、また「」は「例外規定がある」ことを示す。
- (7) 審査請求の項中、「なし」は「当該制度がないこと」を、「-」は「当該制度が確認できない」ことを示す。
- (8) 審査請求、付与前異議申立及び、付与後異議申立の項中、「起算日」において、月又は日数の表示は、何れも公報又は官報等への公告後の公告期間、従ってその間に異議申立ての許されている期間を示す。
- (9) 非特許対象の項は、項中記載の物質そのものの発明に特許を与えないこととどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものである。は(1)発見、科学的理論及び数学的方法、(2)美的創作物、(3)ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、(4)情報の提示、及び(5)動・植物の品種に相当するものを示す。
- (10) 新規性判断の基準の項中、「」は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、「」は「国内公知公用・内外国刊行物」を、「」は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としていることを示す。
- (11) 存続期間、付与前異議申立、付与後異議申立及び 審査請求の項中、「起算日」において、「出」とは「出願日」、「登」とは「登録日」、「公」とは「公告日」、「完」とは「完全明細書提出日」を表わす。また、「期間」の項において「延」とあるのは「期間延長」を示す。
- (12) 無効審判の項中、「」は「当該制度があるが、期限の定めがない」ことを示す。
- (13) PCT(特許協力条約)の項中、「」は「加盟国」を、「x」は「未加盟国」を示す。
- (14) EPC(欧州特許条約)の項中、「」は「加盟国」を、「」は「欧州特許」を拡張することができる国を示す。
- (15) 「備考」の項中、
 (イ)「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)のいずれかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎない。
 (ロ)輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。
- (16) ソマリアはARIPO加盟国であるが、ARIPOに特許付与及び実用新案・意匠登録の権限を与える議定書であるハラレ・プロトコルの締約国ではない。

情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただけると幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課

権利付与後 異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	P C T	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	② ア ン デ ス 条 約	備考
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
-				(備2)		-	-		-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。ザンジバルにおいては、出願は英国の特許権者のみ可能。英国特許の日から3年以内に出願(ヨーロッパ特許で英国を指定したものを含む)。
-				(備2)		-	-		-	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完	3月			(備2)		-	-		-	-	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-				(備2)		-	-		-	-	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
-		(備2)		3		-	-		-	-	(備1)人及びその発生のための生物学的過程 (備2)裁判所に提訴する
-		(備3)		-	×	-	-		-	-	(備1)新規性、有用性を欠く発明 (備2)英国特許の再登録制度あり。英国特許の日から3年以内に出願(EP経由を含む)。存続期間は英国特許の残存期間 (備3)無効審判は最高裁判所に提訴する
-		(備)		3		-	-		-	-	(備)裁判所において特許の有効性が争われる。
-				なし	×	-	-		-	-	(備)有用性を欠く発明